東京都立板橋特別支援学校

教育計画

1　教育目標

（1）学校の教育目標

高等部単独校としての特色を生かし、生徒一人一人の人権を尊重し、生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、進路を実現させるとともに、将来、自立と社会参加できる人間を育成する教育を進める。

① 基礎学力の充実に努め、豊かな個性と創造力の伸長を図る。

② 日常生活の中に起こる身近な出来事を自分自身の問題として考え、自主的・積極的に解決していこうとする態度、習慣の確立を図る。

③ 知的機能の障害を踏まえ、生徒が自立し社会参加するために必要な「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成する。

④ 互いの人格を尊重し合い、思いやりと規範意識のある人間の育成を図る。

⑤ 社会の一員としての自覚と責任をもち、社会に貢献しようとする人間の育成を図る。

⑥ 青年期の特性に応じ、心理的な安定を図りながら豊かな人間関係を築く。

⑦ 職業教育の充実に努め、社会生活や職業生活に必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、社会性の育成を図る。

⑧ 社会人としての必要な体力を養い、身体の健全な発達を図る。

（2）学校の教育目標を達成するための基本方針

① 基礎・基本の定着と障害の特性に応じた指導の充実

・生徒一人一人の教育的ニーズに対応し、生徒の的確な実態把握に基づき、必要な支援と手だてを具体的に記載した個別指導計画を作成し、生徒の個性や能力を最大限伸長する。

・基礎的・基本的な学力の定着を図るために、課題別学習集団を編成し、個に応じた指導を工夫するとともに、生徒が自ら学び、自ら課題を見付け、自ら考え、判断、行動し、自己実現を図ることができる力を育成するカリキュラムの改善に努める。

・生徒一人一人の課題に合わせた問題解決場面を適切に設定し、自己選択・自己決定の力を高める。また、生徒一人一人の「できること」を大切にした授業づくり及び、個に応じた支援、教材・教具の工夫に努める。

・生徒一人一人のニーズに応じた教育を効果的に展開するため、第２学年から普通学級の教育課程を２つに類型化（Ⅰ類型、Ⅱ類型）し、個々の生徒の課題別の指導内容や指導体制の工夫をし、指導の一層の充実を図る。Ⅰ類型は、企業就労や福祉就労へ向けて、社会人として必要な職業・生活態度を育み、働く力及び自立する力を身に付けるとともに、教科学習等を通して、自主的、かつ主体的に学び、自分で考えて行動できる力の育成を目指す。Ⅱ類型は、基礎学習を重点に幅広い学習や体験を通して、社会性及び柔軟性を育み、社会生活に必要な基礎的な知識・技能・態度及び習慣を身に付け、将来、豊かな生活を送ることができる力を養うとともに、企業就労や福祉就労において、職場で働くために必要な知識・技能・態度並びにコミュニケーション力の育成を目指す。

② 適正な学習評価の充実と授業改善

・生徒が自立し社会参加する上で必要な力を育成するため、カリキュラム･マネジメントを推進する。生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内

容等を教科等横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況の評価・改善を図る。また、教育課程の実施に必要な人的・物的体制を確保するとともに、その改善を図っていくことに加え、個別指導計画の評価と関連付けた教育課程の評価・改善に取り組み、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。

・個別指導計画に基づく指導の評価に当たって、「授業記録」の取り方や整理の在り方を工夫し、常に具体的かつ客観的な評価を行うことに努める。
・週ごとの指導計画を計画的な進行管理、授業評価に役立て、授業改善を図る。
・学習指導要領の各教科等の目標や内容に基づく授業を実施し、各教科等の内容相互の関連を図った指導計画の作成等を行う。
・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に努め、生徒が自立し社会参加するために必要な「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成する。
・各教科等の学習状況を分析的に捉え、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の３観点で評価を行う。
・単位時間の指導に当たっては、指導体制を含む安全管理上の留意点を明確にした「学習指導案」を作成し、教員間の共通理解に基づく指導に努める。
・学校運営連絡協議会などを通して、保護者や地域住民、関係機関からの評価を学校運営に反映させ、開かれた学校づくりを推進するとともに、教員の意識変革を図り、教員の資質向上と授業の改善につなげる。

③　人権教育の推進とキャリア教育の充実

・人権教育の全体計画を作成し、人権教育を推進するとともに、校訓「自律」、「協同」の理念の具現化を目指し、学校と家庭と地域が連携し、学校生活や校外での体験活動等の場面において、互いに人格を尊重し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールが身に付けられるよう工夫する。
・キャリア教育の全体計画を作成し、高等部３年間を見通しながら、将来の生活をも見据えた進路指導・職業教育の充実を図るとともに、将来の夢や希望の実現へ向けて、生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、自己選択・自己決定できる力を育成し、卒業後の社会参加と社会貢献を可能とするキャリア教育を推進する。

④　健康な心と体の育成

・校訓「遂行」の理念の下、教育活動全般を通して、卒業後の生活を見据えた、社会人として必要な体力と、健康な心と体を養うとともに、最後までやり抜く力を育成する。

⑤　一貫性のある支援の充実

・出身中学校との引継ぎを丁寧に行うとともに、「『つながり』と『安心』」（平成 28 年３月）を参考に、生徒本人及び保護者の意向を踏まえ、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、長期及び短期の指導目標とその達成度について生徒本人及び保護者と共に確認し、見直しを図りながら、関係機関との連携や引継ぎ資料のツールとして活用する。

２　使用教科書

検定教科書は使用しない。

＊文部科学省著作本、学校教育法附則第９条の規定による教科用図書は年間指導計画に記載。